

## 第6回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和2年12月21日（月）午後2時00分  
閉 会 令和2年12月21日（月）午後2時18分  
場 所 市役所北庁舎3階第4会議室

### 2 会議録署名委員

- 10番 大室正行 委員      13番 澤井 正 委員  
12番 市川耕作 委員（会長）

### 3 出席委員

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 筒井敏彦 委員  | 2番 松村昌治 委員   |
| 4番 菊池伸明 委員  | 6番 石川孝治 委員   |
| 7番 平田佳子 委員  | 8番 住崎岩衛 委員   |
| 9番 小林 茂 委員  | 10番 大室正行 委員  |
| 12番 市川耕作 委員 | 13番 澤井 正 委員  |
| 14番 伊藤久夫 委員 | 15番 千金楽千詠 委員 |
| 17番 志水清隆 委員 | 18番 榎本重雄 委員  |

### 4 出席を要さない委員

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 3番 堀江甚貴 委員  | 5番 高木一郎 委員   |
| 11番 小牧直子 委員 | 16番 岡田正宏 委員  |
| 19番 石坂成雄 委員 | 20番 戸井田昭次 委員 |

### 5 議 長

- 12番 市川耕作 委員（会長）

### 6 事務局（説明員）

小柴靖也局長 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員 林光夫事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
(農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 その他
  - (1) 12月度活動報告について
  - (2) 次回の総会開催日
  - (3) その他

午後 2 時 0 0 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻になりましたので、ただ今から第 6 回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、農業経営部会の委員さんと土地利用部会の正副部会長さんにお集まりいただいております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異義なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異義なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、10番、大室委員さん、13番、澤井委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていることから、省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は 2 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第 5 条関係。

第 1 項、譲受人は調布市布田〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、譲渡人は東大和市南街〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、235 平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和 2 年 1 1 月 1 6 日、転用の目的は建売住宅 3 棟となっております。2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

なお、当該地は、9 月の第 3 回農業委員会総会に農地転用の報告をしましたが、

その後、事業者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が諸事情により建売住宅を建てられなくなり、〇〇〇〇に譲渡することになったとのこと。

第2項、譲受人は荒川区西日暮里〇の〇の〇、〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は日新町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇〇、1, 602平方メートルで、所有権の移転でございます。

届出書が到達した日は、令和2年12月3日、転用の目的は建売住宅12棟となっています。4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地確認は岡田委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席していませんので、現地確認の結果を事前に報告いただいております。12月8日現地確認の結果問題ないと連絡をいただいております。第2項は石川委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は事務局の報告のとおりです。

第2項、石川委員さんいかがですか。

○委員（石川委員） はい、現地を見てきましたけど、問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願いの件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第2号議題の説明文

第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は是政〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、申請者、被相続人、是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、特例適用農地は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇〇の合計4筆、畑、1, 548平方メートル。

2ページから4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしております。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、12月15日に現地調査してまいりました、相続も決まり〇〇〇さんが引き継ぐようです。問題ありません、以上です。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

### 第3号議題の説明文

第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者は是政〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、農業の主たる従事者、是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、買取り申出生産緑地は是政〇の〇の〇、〇、〇、〇、〇〇、〇の〇〇の〇〇の合計6筆、畑、1、559平方メートル。

2、3ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申出生産緑地の明細書で、4、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしております。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項につきましては伊藤委員さんをお願いしております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、先程も言いましたが、相続も決まり、手放す事になりました。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます、他にご意見等ございますか。

（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は8件です。今回は第1項及び第2項、第3項、第4項から第8項の3回に分けて審議したいと思います。まず、第1項、第2項ですが、〇〇委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思います。

(〇〇委員退席)

それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成29年11月29日から令和2年12月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計12筆、田、2,691.77平方メートル。

第2項、証明期間、申請者は第1項と同じで、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計4筆、田、420.33平方メートル。

第3項、次の者が平成29年11月30日から令和2年12月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇、畑、803.29平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成29年12月18日から令和2年12月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇から〇、〇、〇、〇〇、〇〇の合計14筆、田、3,323平方メートル。

第5項、次の者が平成29年11月9日から令和2年12月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、〇、小柳町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇、紅葉丘〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇の〇の〇、〇、〇の合計13筆、田と畑を合わせて10,188.75平方メートル。

3ページに移りまして、第6項、次の者が平成29年10月30日から令和2年12月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、押立町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計6筆、畑、2, 141平方メートル。

第7項、次の者が平成29年12月8日から令和2年12月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇、〇〇、若松町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の〇〇の〇の合計6筆、畑、3, 862.50平方メートル。

第8項、次の者が平成29年12月6日から令和2年12月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の合計5筆、田、1, 762平方メートル。

4ページに移りまして、第1項、第2項の対象農地は重複している場所がありますので、併せてご説明いたします。4ページから7ページ及び9ページから11ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

8ページと12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。なお、当該地の内、重複している場所は〇〇氏が父母から、3分の2と3分の1の2回に分け相続を受け、それぞれ納税猶予を受けましたので、それぞれ証明することになっています。

13ページから15ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

16ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

17ページから21ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

22ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

23ページから27ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

28ページから30ページの案内図は当該地を示しております。

31ページから33ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、果樹、花、野菜を生産しています。

34ページの案内図は当該地を示しております。

以上の第5項、第6項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

35ページから38ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

39、40ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

41ページから44ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米等を生産しています。

45ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、第2項につきましては市川会長をお願いしています。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、第1項、第2項の担当は私です。

13日に現地に行ってまいりました。2の8にはビニールハウスが3棟建っており、白菜など旬の野菜が植えられていました。13にはネギ等、季節の野菜が植えられていました。14には大きなハウスが建設中でした、もう間もなく完成します。問題ありません。

第2項ですが、14の農地を母親と共有していた時期があり、第1項、第2項の2件になっています。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで、しばらくお待ちください。

（〇〇委員着席）

○議長（市川委員） 〇〇委員さん、第1項、第2項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に第3項ですが、〇〇委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外して



いただきたいと思います。

(〇〇委員退席)

○議長(市川委員) それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局(樫澤事務職員) はい、会長、第3項につきましては菊池委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長(市川委員) はい、第3項、菊池委員さん如何ですか。

○委員(菊池委員) はい、10月19日に現地確認してきました。とてもきれいに管理されていて、問題ありません。

○議長(市川委員) 他に、ご意見等ございますか。(「異議なし」の声)

ご意見がないようですので、第3項は証明することといたします。〇〇委員さんがお戻りになるまで、しばらくお待ちください。

(〇〇委員着席)

○議長(市川委員) 〇〇委員さん、第3項は証明することになりましたので、お伝えします。次に第4項から第8項ですが事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局(樫澤事務職員) はい、会長、第4項につきましては石川委員さんをお願いしています。

第5項、第6項につきましては岡田委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席していませんので、現地確認の結果を事前に報告いただいております。12月8日に現地確認の結果、問題ないと連絡をいただいております。

第7項につきましては大室委員さんをお願いしています。

第8項につきましては澤井委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長(市川委員) はい、第5項、第6項については事務局の報告とおりです。第4項、石川委員さん如何ですか。

○委員(石川委員) はい、12月11日に現地確認してきました、とてもよく管理されています。問題ありません。

○議長(市川委員) 第7項、大室委員さん如何ですか。

○委員(大室委員) はい、12月10日に現地確認してきましたが、適切に耕作され、管理されていて問題ありません。

○議長（市川委員） 第8項、澤井委員さん如何ですか。

○委員（澤井委員） はい、12月11日に現地確認してきました、田んぼがきれいに管理され問題ありませんでした。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第4項から第8項は証明することといたします。

次に、7「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事務局からの説明は省略して、ご質問があればお願いいたします。

まず（1）「12月度活動報告について」ですが、何かありますか。（…）

それでは、次に、（2）の「次回の総会開催日」ですが、令和3年1月20日、水曜日、午後2時から第2会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に、（3）のその他ですが、委員さんから何かありますか。

○委員（榎本委員） はい、特定生産緑地の件ですが、3月が締め切りですが、提出した書類の中で、不備や書類が足らなかった場合、個人的に連絡がいくのでしょうか。

○事務局（小柴事務局長） はい、会長、今現在、約350通発送して、約250通が戻ってきています。提出されていない方にはハガキ等で連絡し、公園緑地課の職員が個人宅に伺っています。

不備等あれば公園緑地課が追跡調査をします。続ける方は問題無いと思いますが、中には亡くなったので、続けられない方もいらっしゃると思います。その場合、確約書の提出が必要になりますので追跡調査が必要になります。

○委員（榎本委員） 自分で提出した方も居ると聞いていて、不備があった場合は事前に連絡がくるのか、締め切り過ぎてから不足などがあると言われても困るから聞いてほしいとの声がありましたので、連絡が無ければ大丈夫と理解していいですね。

○事務局（小柴事務局長） はい。

○議長（市川委員） その他ありますか。（…）

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（小柴事務局長） はい、事務連絡です。例年農業委員会だよりの新年号を皆様にお送りさせて頂いています、その中に耕作状況調査書、来年の補助金申請書等同封させていただき、12月23日に発送する予定です。

○議長（市川委員） はい、それでは、これで「第6回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

今後も新型コロナウイルス感染防止の観点から、総会の開催要件を満たす程度に出席委員さんの人数を抑制してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いします。本日はありがとうございました。

午後 2 時 1 8 分閉会